

玉名市環境美化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱、ふん害等、雑草の繁茂等の防止について、市、市民等、事業者等及び土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て及び空き地等の不良状態並びに飼い犬等のふん等の放置の防止等に関し、必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の促進及び市民等の快適な生活環境の確保を図り、もって清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者等 市内で事業活動を営む個人、法人その他の団体をいう。
- (3) 所有者等 市内にある土地、建造物、工作物、樹木又は自転車等の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 環境美化 道路、河川（河川敷を含む。以下同じ）、水路、側溝、公園、空き地等、建造物又は工作物及びその周辺を、清潔かつごみ等の廃棄物が散乱し、又は放置されていない状態に保つことをいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空きビン、空きペットボトルその他の容器（開栓後中身の入ったもの、栓及びふたを含む。）、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (6) ポイ捨て 道路、河川、公園、広場、駅その他公衆が利用し、若しくは通過することができる場所（以下「公共の場所」という。）又は他人の土地及び建造物若しくは工作物（以下「公共の場所等」という。）において、散乱の原因となるような方法で空き缶等をみだりに投棄し、又は放置することをいう。
- (7) 空き地等 現に人が使用していない土地（人が使用している土地の未使用部分を含む。）をいう。
- (8) 雑草等 雑草、枯れ草又はこれらに類するかん木類をいう。
- (9) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (10) 不良状態 雑草等が繁茂し、若しくは密生したまま放置され、又は廃棄物が放置されており、その状態が次に掲げる状態のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 犯罪、災害又は交通事故の発生を誘発するおそれがある状態
 - イ 衛生害虫の発生等人の健康を阻害し、又は阻害するおそれがある状態
 - ウ 廃棄物の不法投棄を誘発する原因となるおそれがある状態

エ 周囲の美観を著しく損なっている状態

オ その他市民の生活環境を阻害するおそれがある状態

- (11) 飼養 犬、猫その他愛玩動物（以下「犬等」という。）を自らの管理下に置き、給餌及び排せつ物等の適正な処理を行い、犬等を健康的かつ衛生的に飼育することをいう。
- (12) 飼い犬等 犬等の所有者等（所有者又は占有者に代わって犬等を一時的に飼養し、又は管理する者を含む。以下「飼い主」という。）が自ら飼養する犬等をいう。
- (13) 屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (14) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (15) 駐輪場 一定の区画を限って設置された自転車等及び自動二輪車（道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）の駐車のための施設をいう。
- (16) 放置状態 自転車等の所有者等又は利用者（以下「自転車等の利用者等」という。）が、長期間にわたり自転車等を離れて、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。
- (17) 放置自転車等 放置状態にある自転車等をいう。

（市の責務）

第3条 市は、清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策（以下「施策」という。）を実施するとともに、市民等、事業者等及び土地等の所有者等に対する環境美化に関する意識の向上及び啓発に努めるものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、環境美化活動を推進する各種団体の指導、育成及び支援に努めるものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、市が実施する施策に協力するとともに、自らが生活し、活動し、又は通過する場所の環境美化に努めるものとする。

2 市内に居住する者は、その居住する地域において行われる環境美化活動に協力するように努めるものとする。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、市が実施する施策に協力するとともに、事業所及びその事業活動に使用する場所の周辺の環境美化に努めるものとする。

2 事業者等は、その事業活動により市内の美観を損なわないように努めるものとする。

3 事業者等は、その従業員に対し、環境美化に関する意識の向上及び啓発を行う

ように努めるものとする。

(所有者等の責務)

第6条 土地及び建造物等の所有者等は、市が実施する施策に協力するとともに、当該土地及び建造物等並びにその周辺の環境美化に努めるものとする。

2 土地及び建造物等の所有者等は、当該土地及び建造物等の管理を自ら行うことができないときは、適当な管理者を指定し、又は管理することができる者に依頼して、当該土地及び建造物等並びにその周辺の環境美化に努めるものとする。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、ポイ捨てを行ってはならない。

(喫煙時の遵守事項)

第8条 何人も、屋外で喫煙しようとするときは、たばこの吸い殻を処理する用具を携帯し、又は吸い殻入れ等が設置されている場所で喫煙するように努めるものとする。

(飼い犬等の適正な管理)

第9条 飼い主は、飼い犬等が周辺の衛生環境及び美観を損なわないように、飼養しなければならない。

2 飼い主は、飼い犬等の飼養をやめようとするときは、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第10条 飼い主は、飼い犬等を屋外に連れ出すときは、当該飼い犬等のふん等を回収する用具を携行し、当該ふん等により公共の場所等を汚したときは、当該ふん等を直ちに回収し、適正に処理しなければならない。

2 飼い主は、飼い犬等が屋外又は敷地外に逃げ出す(一時的に屋外に出る場合を含む。)ことがないように必要な措置を講じなければならない。

(飼い主以外の市民等の遵守事項)

第11条 何人も、自ら飼養する意思又は能力がないときは、飼い主がいない犬等及び野生の動物に餌付けするなどみだりに給餌行為をしてはならない。

(自転車等の利用者等の遵守事項)

第12条 自転車等の利用者等は、やむを得ず公共の場所等(駐輪場を除く。)に自転車等を駐車するときは、歩行者及び通行車両の迷惑とならないよう努めるとともに、駐車場所周辺の環境美化に努めるものとする。

2 前項に規定する場合において、自転車等の利用者等は、自転車等を放置状態にしないように努めるものとする。

(放置自転車等の撤去等)

第13条 公共の場所等の管理者は、その管理する場所に自転車等の利用者等が自転車等を放置状態にしないよう注意を促す措置を講ずるように努めるものとする。

2 公共の場所等の管理者は、その管理する場所に放置自転車等がある場合で、当該放置自転車等が歩行者、当該公共の場所等の利用者又は通行車両の迷惑となっているときは、その管理権に基づき、当該放置自転車等の撤去、適当な場所への移動又は整理を行うなど適正な措置を講ずるように努めるものとする。

(宣伝物等の回収及び清掃)

第14条 公共の場所でビラ、チラシその他の宣伝の用に供する物品（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者（以下「配布者等」という。）は、当該公共の場所及びその周辺において宣伝物等がごみとなって散乱しないように必要な措置を講じなければならない。

2 配布者等は、宣伝物等の配布終了後において、配布場所周辺に当該宣伝物等が投棄され、放置され、又は散乱しているときは、これを回収し、又は清掃するなどの措置を講じなければならない。

(屋外広告物の掲示等の制限)

第15条 屋外広告物を掲示し、又は表示する者は、屋外広告物法、熊本県屋外広告物条例(昭和39年熊本県条例第66号)その他関係法令を遵守するとともに、その周辺の環境美化に努めるものとする。

(回収容器の設置等)

第16条 自動販売機を設置し、又はこれにより飲食物その他の物品を販売しようとする者（以下「自動販売機設置業者」という。）は、当該自動販売機に近接して空き缶等の回収容器を設置し、定期的に当該回収容器内の空き缶等の回収を行うなど適正に管理しなければならない。

2 自動販売機設置業者は、自らが管理する自動販売機周辺の環境美化に努めるものとする。

(空き地等の管理)

第17条 空き地等の所有者等は、当該空き地等が不良状態となったとき（当該空き地等が不良状態になるおそれがあると認められるときを含む。）は、速やかにこれを解消するため、除草、かん木のせん定、枯れ草の除去、投棄された廃棄物の撤去その他必要な措置を講じなければならない。

2 空き地等の所有者等は、当該空き地等が不良状態とならないよう常に適正な管理に努めるものとする。

(落書きの禁止)

第18条 何人も、落書きをしてはならない。

2 市、市民等、事業者等並びに土地及び建造物等の所有者等は、自らが管理する建造物等に落書きを発見したときは、速やかに当該落書きを消去するなど環境美化に努めるものとする。

(指導、助言及び勧告)

第19条 市長は、第7条、第9条第2項、第10条、第11条、第14条、第16条第1項又は第17条第1項の規定に違反した市民等、事業者等又は所有者等（以下「違反者」という。）に対し、必要な改善措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

2 市長は、前項の規定による指導又は助言をした日から起算して14日以内に当該指導又は助言に従わない違反者に対し、必要な改善措置を講ずるよう勧告することができる

（氏名等の公表）

第20条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた違反者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者の氏名（事業者等としての名称を含む。）及び勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、当該公表をする旨及びその理由を書面により通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

附 則

この条例は、平成24年6月1日から施行する。